

磯村 尚弘*

Naohiro ISOMURA *



ドイツ民主共和国における少数民族政策

The minority policy in the German Democratic Republic

1. はじめに

現在のドイツ連邦共和国東部ブランデンブルク州やザクセン州に居住するスラヴ系少数民族のソルブ人は約6万人いるといわれる¹⁾。彼らはインド・ヨーロッパ語族スラヴ語派西スラヴ語群に属するソルブ語を母語とし、このソルブ語はさらに上ソルブ語と下ソルブ語に分類される。上ソルブ語と下ソルブ語はそれぞれ標準語が存在し、上ソルブ語はザクセン州上ウジツァ(ラウジッツ)地域のブディシン(パウツェン)を中心とした地域で話されており、一方下ソルブ語はブランデンブルク州の下ウジツァ地域のコトブスを中心とした地域で話されている。なおブディシンとコトブスはそれぞれ上ソルブと下ソルブの文化的な中心地である。

しかしドイツに居住するソルブ人はドイツ語とソルブ語の二言語を日常生活の中で用いるのが普通であり、ドイツ語が圧倒的に優勢な状況の中、ソルブ語の言語環境は非常に厳しい。特に下ソルブ語の状況は深刻であり、佐藤和弘によれば現在下ソルブ語の知識がある人は16,200人であり、そのうち5,134人が母語として日常生活でも頻繁に使用しているが、彼らの90%が55歳以上であるという。そして残りの約11,000人はドイツ語がすでに母語となっているという²⁾。

こうした下ソルブ語の状況に対し、上ソルブ語は比較的安定した状態を保っているといえ

る。佐藤は、Nelde/Walderの調査結果を引用して上ソルブ語がどの程度使われているかについて述べているが、それによれば上ウジツァのカトリック地域においては上ソルブ語の使用頻度が高く、統計調査の結果被験者の45%がソルブ語を母語とし、31%がドイツ語、23%がソルブ語とドイツ語の両言語を母語とするという結果が出ているという³⁾。

こうしたソルブ語をめぐる厳しい状況はすでに19世紀から始まっており、ドイツによる言語、文化面での同化圧力を受けつつも、ソルブの言語、文化を維持し発展させる運動が知識人を中心に行われてきた。こうした運動は1933年から45年のナチス政権時代にうけた弾圧によって一旦途絶えるが、第二次世界大戦後ソルブ人が居住する地域を統治したドイツ民主共和国によって行われた保護政策のもとで復活した。

本稿では、ドイツ民主共和国によるソルブ人に対する少数民族政策を考察する前提として、まず第二次世界大戦までのソルブ人の歴史を概観したのちに、1949年のドイツ民主共和国建国から1960年代までにとられたソルブ人政策について報告する。

2. 第二次世界大戦までのソルブ史

2-1. 古代・中世

ソルブ人の祖先にあたる人々を含むスラヴ系諸民族の祖先(スラヴ人)はカルパティア山脈北部、プリピャチ川の南部の地域に居住してい

*中部大学非常勤講師

たが、6～7世紀ころまでにはアヴァール、フン、ゴートといった他民族の侵入から逃れるために中東欧地域に移住したと思われる。ソルブ人の祖先にあたる人々が含まれる西スラヴ族は、5世紀にはエルベ川とオドラ川（オーデル川）に挟まれた地域に移動した。その後6世紀ころまでにオドラ河畔のフランクフルト（Frankfurt an der Oder）を北端、オドラ川からオドラ川の支流であるニサ川（ナイセ川）を東端、ソラワ川（ザーレ川）流域を西端、そしてエルツ山脈を南端とする地域にソルブ人の祖先にあたるミルチャン人（Milčan）、ウジチャン人（Lužičan）、グオマチャン人（Głomačan）が定住した。ミルチャン人が上ソルブ人、ウジチャン人が下ソルブ人の祖先にあたる。定住後彼らは複数の部族社会を形成した。

ソルブ人に関しての記録が現れるのは7世紀に入ってからであり、631年にフランク王国の修道僧フレデガルが年代記の中で「スルブ人（Surb）」として記述したのが最初であるとされている。当時アジア系遊牧民のアヴァール人の支配下にあったボヘミア、モラヴィア、パンノニアのスラヴ諸部族がフランク人商人のサモ（Samo）のもとで団結し、アヴァール人に対し反乱を起こしてサモを王としたサモ王国を形成した。また631年には、この地域に勢力を拡大しようとしたフランク王ダゴベルト1世（Dagobert I）を破りさらに勢力を拡大した。前述したフレデガルの年代記はこの件に言及したものであり、ソルブ人の族長デルワン（Derwan）がダゴベルトに反抗しサモに協力することを明らかにしたことが記されている。

しかし658年頃にサモが死ぬと王国も崩壊し、王国崩壊後スラヴ系諸部族が独自の国家を建設することはなかった。彼らは9世紀以降フランク王国の支配下に、そして10世紀以降神聖ローマ帝国の支配下におかれた。983年にオットー2世がイタリア遠征でイスラム勢力に敗

れた後にスラヴ諸部族が神聖ローマ帝国に対し反乱を起こしたが、ミルチャン人もこの反乱に加わり政治的な自立を得た。しかし7年後の990年には再び神聖ローマ帝国の支配下に入り、その後二度と支配から脱することはなかった。これ以降ソルブ人の諸部族はドイツ諸侯の支配のもとにおかれることとなる。

12世紀になるとドイツ諸侯による領土の拡大が行われ、ドイツから貴族や騎士と共に農民や商人、職人などが拡大した領土へと入植した。三谷恵子によれば、こうした領土の拡大が盛んに行われたのは、神聖ローマ帝国からみてスラヴ諸部族の暮らす東方の辺境は権力の空白地帯でありドイツ諸侯にとっては新たな権力基盤を確立するのに格好の地であったためで、1180年に神聖ローマ帝国に帝国諸侯身分が成立したとき、その構成員である16の諸侯の半数が東方の辺境に領土的支配を確立した。そしてこうしたドイツ諸侯の進出は先住民である多くのスラヴ人の追放あるいはドイツ人社会への同化という現象を招き、結果多くのスラヴ固有の宗教や言語が消滅した、という⁴⁾。

例えばザクセンやチューリンゲン地方などからドイツ人農民がソルブ人の暮らすエルベ川とソラワ川に挟まれた地域に移住した。その数はおよそ20万人であるといわれ、とりわけ西部から中部地域ではドイツ人がソルブ人の人口を上回った⁵⁾。その結果ソルブ人のドイツ文化への同化が起きる一方、言語の違いからくる対立が起こるようになった。こうした地域ではソルブ人が不利となるような決定がなされることもあり、例えば法廷でソルブ語を使用することが禁止されたことが記録されている⁶⁾。身分制社会が制度化されてくると、ソルブ人など非ドイツ人は職人や商人の組合への加入を認められず、都市に住んでいても市民階級には加えられなかったが、こうした非ドイツ人に対する差別的な措置は15世紀ころまで地域によっては徹

底されていなかったようであり、例えば1400年頃のブディシンでは12人金細工師の親方のうち少なくとも一人はソルブ人であったと記録されている⁷⁾。

こうした時代にソルブ語の存続に貢献したのは教会であった。というのは教会でのミサや説教がどの言語で行われるのか、ということは言語の社会的な機能を維持するためにはとても重要なことだからである。そもそもソルブ人へのキリスト教の布教はドイツ人の聖職者によって行われたが、ドイツ語が理解できない教区内のソルブ人に対してはしばしばソルブ語で儀式を執り行う必要があった。例えば1213年にブディシンに聖ペテロ教会が建てられたとき教会付属の神学校も設けられたが、そこでソルブ人聖職者の養成が行われた⁸⁾。こうして13世紀以降も教会内でのソルブ語使用は続けられていき、このことがドイツ社会の中でソルブ語が存続し続けた大きな要因となった。

2-2. 宗教改革

1517年にルターがウィッテンベルクの教会に95か条の論題を打ち付けローマ教会を批判したことに端を発する宗教改革は、ソルブ人の信仰やソルブ語にも大きな影響を及ぼした。

まず信仰についてみると、宗教改革はソルブ人が信仰するキリスト教の宗派にも影響を及ぼした。木村護郎クリストフによれば、宗教改革により今日のザクセン州とブランデンブルク州にあるウジツァ地方は徐々にプロテスタントの信徒が増え、ソルブ人居住地域でも9割以上がプロテスタントに改宗した。この過程で多くの修道院が解散させられたが、ウジツァ地方の南西部にあるシトー派の修道院「マリアの星(Marijna Hwězda)」は解散を免れて残り、修道院が管轄していたクルシチツィ(Chróścicy)およびクーロウ(Kulow)の二つの中心的な教区および数か村からなる小さな教区ニエビエルチ

ツィ(Njebjelčicy)に属する計66か村あまりの村々はカトリックにとどまった。さらにブディシン市の聖堂参事会領の計27か村もカトリックにとどまった。ブディシンの市参事会員の多数派はプロテスタントに改宗した人々であったが、聖堂参事会やその傘下にあった村々はカトリックにとどまったのである。さらには現在のザクセン州のラドウォル教区はこの地域を統治していた世俗の領主がプロテスタントに改宗したにもかかわらず、領主の意向に反してカトリックにとどまった。宗教改革までは一つのまとまった地域ではなかった以上の地域がいわばプロテスタントに囲まれたカトリックの「島」となり、プロテスタントの地域とは異なる宗教、言語文化を形成したという⁹⁾。こうしてソルブ人の中に、カトリックとプロテスタントということなる宗派による二つのグループが形成されることになった。

宗派による二つのグループが形成されたことは、彼らの使用する言語にも大きな影響を及ぼした。三谷はソルブ人の歴史における宗教改革の意義について文章語の誕生という点に見いだせることができるとし、たとえばミクワウシ・ヤクビカ(Mikławš Jakubica)による1548年の新約聖書訳、またウコウに残された同じ16世紀の手書きの讃美歌集などが文章語の黎明期における貴重な言語文化遺産であるという¹⁰⁾。

こうした文献は書かれた地域や書き手により異なる方言的差異を反映しており、例えばカトリックにとどまった地域とそれ以外の地域でソルブ語の標準語がそれぞれ形成されていた。この結果ソルブ語として統一された文章語が形成されることはなく、後に上ソルブ語(Hornjoserbšćina)と下ソルブ語(Dolnoserbšćina)という二つの標準語が形成された。

しかし1618年に勃発した30年戦争はソルブ人にも甚大な被害を与えた。佐藤によれば1632年に4,000人いたコトブスの人口が1652

年には1,300人と激減しており、人口の回復には長い年月が必要であったという¹¹⁾。

2-3. 19世紀の民族再生運動と同化政策

19世紀は、中東欧のスラヴ諸民族の知識人による民族再生運動が起きた時代であった。民族再生運動とは、オーストリア、トルコ、プロイセンなどの支配下におかれた中東欧のスラヴ系、ハンガリー系の諸民族でみられた文化運動であり、後に民族としての自立を求める民族主義運動と、スラヴ民族の連帯を唱えた汎スラヴ主義へと発展していく。諸民族の歴史的背景の違いによって運動の展開の過程には違いがあるものの、おもに初期の文化運動の段階では自民族の言語や歴史の問題に特に関心が払われた。ソルブ人も例外ではなく、聖職者などの知識人によって標準語の整備や文化団体の設立が行われた。こうした動きの背景には民族再生運動と共に当時のソルブ人がおかれていた状況があった。

19世紀以降のドイツ社会はプロイセンを中心とするドイツ関税同盟の成立や産業革命により通商や工業が急速に発展した。こうした変化は、大多数が農民であり、ソルブ語のみの単一言語社会で生活してきたソルブ人にも及んだ。例えば1846年にブディシンとドレスデンの間に鉄道が開通し通商の規模が拡大すると、ソルブ人の居住する農村も様々なかたちで発展しつつあった市場経済に関わるようになった。それに伴いソルブ語だけではなくドイツ語を用いてドイツ人と交渉をする機会が増え、しだいに二言語を使用する言語環境へと変化していった。さらに1811年の農民関係調整令に代表される農民の地位改善は農村の形態を変えた。経済状況の変化と領主に隷属し農地に拘束されていた状況から解放されたことにより多くの農民が都市へと移住した。またウジツァー帯は豊富な褐炭の産地であり、褐炭採掘が盛んになるにつれてドイツ人労働者がウジツァーに流入し、伝統的なソ

ルブ人社会の崩壊に拍車をかけたのである¹²⁾。

都市に移住したソルブ人はしだいに中産階層に属して急速にドイツ社会に同化していったが、一方でこうした中産階層からソルブ語とソルブの伝統を守る運動を起こす知識人たちが現れ始めた。19世紀前半までは、ソルブ人の知識人といえばそのほとんどは神学校や大学の神学部で学業を修めて聖職者となった人々であり、ソルブ人の大多数は前述したように農民であった。しかし19世紀の後半になると、都市の中産階層に属するソルブ人市民は世俗の高等教育を受けるようになり、この中から学校教育や出版などに従事する知識人たちが生まれたのである。

こうした知識人を代表する人物としてヤン・アルノシト・スモラー (J.A.Smoler) がいる。彼は1836年にプレスラウ大学神学部に入學後、専攻をスラヴ学に変えて研究を行った。その後も聖職につくことなく1847年には文化団体である「マチツァ・セルブスカ (Maćica Serbska)」¹³⁾を設立してソルブ語やソルブ文化を研究、保護する活動を行った。このほかにもカトリックのソルブ人聖職者によって「セルボウカ (Serbowka)」という団体がプラハに設立されソルブ語の保護育成などを行った。この団体からはミハウ・ホルニク (Mihał Hórník) やミクワウシ・アンドリツキー (Mikławš Andricki) などといった19世紀後半以降のソルブ文化の保護育成に活動を行う知識人が輩出されている¹⁴⁾。

一方19世紀にソルブ人が居住する地域を支配したザクセン王国やプロイセン王国は、ソルブ人をドイツ社会に同化させる政策をとった。特にプロイセン王国の同化政策は厳しく、学校教育は基本的にドイツ語でのみ行われ日本の小学1年生にあたる学年のみソルブ語の使用が認められていた¹⁵⁾。

これに対しザクセン王国は比較的寛容な政策をとった。佐藤によれば、ザクセン王国は

1831年に新しい憲法を制定したが、そのなかで上ラウジッツ地方に居住するソルブ人に対して特別措置を施しており、例えば1835年の教育法第28項において読み書きと宗教の時間をソルブ語で行うことを認めているという¹⁶⁾。また1848年の3月革命のさいにはソルブ人から生活の改善を求める動きが活発となり、ザクセン王国政府に請願書を提出して教会と学校、官庁および法廷での言語と文化の同権を要求したが、これに対しザクセン王国はソルブ人が求めた同権とはほど遠いものの、ブディシンのギムナジウムでの授業やドレスデン地区の教会でのミサをソルブ語で行うこと、またザクセン法、条例のソルブ語への翻訳、ソルブ語とドイツ語の教科書の作成等が認められた¹⁷⁾。

しかし1871年にプロイセンやザクセンなどの領邦国家を統合する形で誕生したドイツ帝国は、プロイセンがとっていた厳格な同化政策を継承し、ソルブ人に対し言語や文化面でのドイツ社会への同化を強制した。1875年にはラウジッツ地方の学校でのソルブ語の使用が禁止され、ソルブ語で書かれた教科書が廃棄されるなどドイツ語のみでの教育が徹底された。マドレーナ・ノルベルクは、こうした同化政策はおもに教会や学校教育の場で行われ、教会や学校といった公共の場でのソルブ語を禁止したりソルブ人の知識階級をソルブ人居住地域から追放したりするといった政策をとっていたこと、そしてこうした同化政策はナチス時代に頂点に達したことを指摘している¹⁸⁾。さらにこうした政策は、ソルブ人にドイツ政府に対する心理的な不信と自民族が滅亡するのではないかという恐怖を植え付けたと述べている¹⁹⁾。

こうした同化政策に対し、1870年代より青年層を中心とした抵抗運動が行われた。抵抗運動の一環として1875年に学生大会 Skadzowanka が結成され、これ以降毎年開催された。この大会を組織した青年達は詩人であるヤークプ・バ

ルト＝キシンスキー（Jakub Bart-Cisinski）の指導を受け、キシンスキーの指導を受けた青年知識人たちは、ドイツ政府の同化政策に対抗するためには農村地域に居住するソルブ人農民との連帯が必要であると考えて、1888年に中央ソルブ農民組織が結成された。さらに1909年以降演劇グループが学校の役割を果たし、こうしたグループによってソルブ語の読み書き教育が行われた。こうした活動と盛んな芸術活動がドイツ政府による政治的抑圧を退ける手段となっていたと佐藤は指摘している²⁰⁾。

しかしこうした同化政策の影響は先ほどのノルベルクの指摘にもあった通り深刻であった。木村によればソルブの民族運動や文化運動は地域によってその展開に差が生じており、主にカトリック教徒の多い地域で活発に行われるようになっていたが、プロテスタントの信徒が居住している地域ではドイツ語への同化が急速に進行しており、1930年代にはソルブ語話者が多数派を占める地域としてカトリック教徒の居住地域が突出してくるようになるという²¹⁾。

こうした宗派間の差がでてきた背景について木村は、そもそもカトリック教徒が居住する地域は、前述したように宗教改革以降プロテスタントの信徒が居住する地域に囲まれており、こうした状況の中カトリックの行事や風習を維持してきたこと、そしてこうした伝統が19世紀以降ソルブの中でも独自の宗教的、文化的特徴を持つ地域としての連帯感が発達させ、ソルブの中の下位集団としての「カトリック・ソルブ」を形成する基礎となったこと、さらにこうした「カトリック・ソルブ」をもとに各地で組織や協会が結成されたことを指摘している²²⁾。

2-4. 第一次世界大戦後

第一次世界大戦によってソルブ人は人口の4%を失った²³⁾。大戦後チェコやスロヴァキア、ポーランドなどオーストリア＝ハンガリー

帝国やドイツ帝国の支配下にあった中東欧のスラヴ系諸民族は次々と独立し、民族国家を建設したが、ソルブ人のおかれた状況は変わらなかった。1919年に制定されたヴァイマル憲法113条では少数民族の権利が保障されているが、ドイツへの同化は進行し、ソルブ人への蔑視も無くなることはなかった。ニーダーラウジッツ地方に居住するソルブ人は、同化が進んだことで自分たちの子供にドイツ語で学校教育を受けさせることに抵抗を感じなくなっていたとノルベルクは指摘している²⁴⁾。こうした状況のなか、ザクセン議会議員でソルブ民族同盟の代表であったアルノルト・バルト (Arnolt Bart) はドイツのソルブ人居住地域にヴェンド州を設立するよう訴え、チェコスロヴァキア代表と共にパリ講和会議へ赴いて連合側側にヴェンド州設立を要求する要求書を提出した。しかしこうした動きはかえってドイツ政府のソルブ人社会に対する警戒感を高める結果となり、こうした民族運動を展開する活動家に対する取り締まりは強化された。また1919年のザクセン教育法で保障されていたソルブ語による教育も廃止された²⁵⁾。さらに、三谷によれば1920年代にソルブ人社会に及んだ共産主義運動も、ドイツ政府のソルブ人社会への警戒感を増大させたという²⁶⁾。

2-5. ナチス政権時代

1933年に誕生したナチス政権は、ソルブ人に対する同化政策をさらに強化した。まずソルブ人が設立したソルブ人青年団「ソコウ(Sokoł)」や農民組織が強制的に解散させられ、1937年には、文化団体である「ドモヴィナ (Domowina)」に対しては団体の解散と活動の非合法化、出版活動の禁止、財産の没収を行った。また公的な場でのソルブ語使用は禁止された²⁷⁾。

こうした政策に対し国外から非難が起きたため、政府は国外に居住しているドイツ人の状況

を考慮して政策の転換を行い、強制解散や財産没収という暴力的手段を伴う弾圧は中止された。ただ転換といっても同化という方針に関しては変わることがなく、佐藤によれば転換後の政策は国家社会主義の理念にソルブ人を取りこむものであり、「ヴェンド人 (ソルブ人の別称)」はドイツ語とは異なる言葉話すドイツ民族」という解釈のもとで暴力を伴わず徐々に同化を進めるという方針がとられたという²⁸⁾。ただこうした同化政策は、暴力を伴わないだけましというだけのものであり、教育の場では厳しく行われた。例えば授業はドイツ語のみで行い、新規教員はドイツ人のみ採用された。しかしこの政策も1939年には厳格化され、ソルブ語で表された地名をドイツ語に強制的に変えるという措置を行っている²⁹⁾。

3. 第二次世界大戦後の状況

3-1. 1960年代までのドイツ民主共和国における少数民族政策

第二次世界大戦後ドイツは東西に分割され、連合国に占領された。ソルブ人が居住するザクセンを含むドイツ東部はソ連軍の占領下におかれ、ソ連の指導のもとで国家建設がすすめられた。そして1949年にドイツ民主共和国が誕生し社会主義国家としてソ連の影響下におかれることとなった。

こうした中、ナチス政権によって弾圧され、解散させられていたソルブ人組織が再建された。1945年5月にチェコスロヴァキアのプラハでソルブ人議会が結成され、ブディシンに本部が設置された。1947年にはドモヴィナの出版組合が組織されて新聞発行が再開された³⁰⁾。

1949年に公布された新憲法では、第11条で「ドイツ語以外の言語を用いる共和国の民族集団は、立法上、行政上の措置によって、自由な民族的発展を促進するような支援を受けられる。民族集団は自らの母語を学校教育や、行

政、司法の場で用いることを妨げられることはない」³¹⁾と定められている。

新しく誕生したドイツ民主共和国はソ連の占領下行われていたソルブ人組織の復興や文化活動の再開を認めこうした活動を政策として支援していく。まずウジツァのいくつかの地区、具体的にはドレスデン県のブディシン、カメンツ（Kamjenc）、ニスカ（Niska）の各郡ならびにホジェブス県のカラワ（Kalawa）、ホジェブス（Chošebuz）、ホジェブス市、バルシチ（Baršč）、グビン（Gubin）、ウォイエールツィ（Wojerec）、ルビン（Lubin）、グロトク（Grodok）、ペーワウォダ（Běla Woda）の各郡は行政上ドイツ語とソルブ語の二重言語地域に指定された³²⁾。この地域では「A学校」と呼ばれる、理系以外の授業がドイツ語で行われ、外国語としてのドイツ語を学べる学校と、「B学校」と呼ばれる、ソルブ語が必修科目とされている学校の二種類の学校が設けられた。さらにブディシンには高等専門学校が設けられてソルブ語教育が行われた³³⁾。

さらに1950年代には様々な研究機関や教育機関が開設された。例えば1951年にはドイツ民主共和国社会科学アカデミーにソルブ人民研究所が設置され、52年にはライプツィヒ大学にソルブ言語文化学科が設けられた。1957年にはナチスに没収され閉鎖されたソルブ博物館が再開された。またマスメディアにおいても1953年ドイツ国营ラジオにソルブ部局が設置された。これにより、下ソルブ語および上ソルブ語による定期的なラジオ放送が行われた。またソルブ語での出版は、年間85種類から100種類おこなわれていたという³⁴⁾。

こうした政策はソルブ文化の復興に一定の役割を果たしたが、その一方でソルブ文化は、民族の文化とは関係ない、社会主義イデオロギーの影響も受けることとなった。なぜなら政府がこうしたソルブ文化の復興、保護政策をすすめたのは社会主義国家において少数民族政策がう

まくいつていることを国内外に示すためであり、ソルブの文化活動は本来の活動と共にこうした政策のプロパガンダを担わされていた。三谷は1966年から1989年にわたって7回行われた「ソルブ文化の祭典」を例に挙げ、この祭典は確かにソルブ文化の継承に寄与するという面はあったが、同時にドイツ社会主義統一党（SED）政権による「正しい少数民族政策」をアピールするために利用された側面もあると指摘している³⁵⁾。

そしてこうした政策は民主共和国独自のものではなく、ソ連において行われていた少数民族政策を継承したものであると思われる。

3-2. ソ連における少数民族政策

塩川伸明によれば、レーニンが民族自決論で、民族自決を認めながらも社会主義革命を遂行した結果としての民族の統合を志向したり、個別民族の文化の発展を主張しつつ諸民族のプロレタリアートの統一を主張したりする背景には、今後の革命の中でこれらの諸矛盾は統一的に解消されるだろうと楽観的にとらえていたためであるという³⁶⁾。しかしこの楽観的な見解は革命後修正を余儀なくされた。

革命後1917年11月2日に「ロシア諸民族の権利の宣言」が発せられ、そこで①ロシア諸民族の平等と主権、②諸民族の自由な（分離及び独自国家形成にまでいたる）自決、③あらゆる民族のおよび民族＝宗教的特権および制限の撤廃、④ロシアの領土に住む民族的少数派および民族グループの自由な発展を宣言した³⁷⁾。これはボリシェヴィキ勢力による革命とは別個に旧ロシア帝国各地で展開していた民族運動にたいし好意的な態度をとることで革命後成立したソヴェト政権への合流を期待したのだが、実際は容易に進行しなかった。さらにソヴェト政権を各地に定着させるために、1922年頃から現地の民族言語の尊重、現地の民族の言語による

教育と幹部育成、現地民族幹部の優先的登用といった「現地化（コレニザーツィヤ）」とよばれる一連の政策が進められるが、スターリンによる政治的統制と中央集権化政策により徐々に後退していくことになる。

スターリンはレーニンと同様、民族自決権はプロレタリアートの自決、発展の権利に従属すべきものと考えていた。丸山敬一によれば、彼は1918年1月の第3回全ロシア労兵・農代表ソビエト大会の演説で以下のように述べている。「自決の原則は、その民族のブルジョワジーの自決権としてではなく、その勤労大衆自決権として解釈されねばならない。自決の原則は、社会主義のための闘争の手段でなければならないし、社会主義の原則に従属しなければならない」³⁸⁾。

スターリンはレーニンの死後、これまでの世界規模で革命を推進するという方針を転換し、ソ連一国で社会主義国家を建設する「一国社会主義」政策に転換する。そして1920年代から30年代にかけて権力を掌握しつつ政治、経済面における中央集権化政策を進めた。諸民族の自決権についてはこれを地方自治レベルまで制限する方向へ政策を進めたのである。ただ前述したような現地化政策が完全に撤廃されたわけではなく、各地の民族の状況把握のために各民族出身の幹部の存在や各民族の言語は重要視されていたのである。

さらに1930年代から民族自決権への制限に加え、ソビエト国家に対する「愛国主義」を高揚させるような政策を展開する。さらにこの愛国主義にそれまで禁止されてきた大ロシア的な要素が盛り込まれるようになる。これは第二次大戦を通じて対ドイツ戦に対する戦意を高揚させるために盛んに利用されたのである。

レーニンとスターリンが主張した民族政策の特徴は、あくまで社会主義および共産主義社会の発展が最優先であり、少数民族の権利はこうした発展の前には制限され、従属するものとさ

れた点である。レーニンが政権を運営していた時代から民族言語の尊重、現地の民族の言語による教育と幹部育成、現地民族幹部の優先的登用といった現地化政策が行われていたが、これもスターリン時代には一国社会主義のもと、中央集権制の強化により縮小するというように、そのときの政権の方針に大きな影響を受けた。

4. 少数民族政策の影響

それではこれまで見てきたドイツ民主共和国の少数民族政策は、ソルブ人にどのような影響を与えたのであろうか。前述した三谷によるソルブ文化の祭典への評価にも表れているように、行政上、司法上の保護、支援を受けることで、ナチス政権時代まで受け続けてきた同化政策による被害からソルブ文化を復興できた、という点では評価できるといえる。しかし少数民族保護政策がとられてからも、ソルブ語話者の減少やソルブ文化の衰退はとめられなかった。三谷によれば、1960年代にはいるとソルブ語教育の問題点が表面化し、教育制度に対する新たな実施規定が設けられた。これによりソルブ語学校でも中学生以上の理系の授業はドイツ語で行われること、ソルブ語を必修科目から外してソルブ語を学ばなくてもよくしたこと、また1クラスの生徒数が5名に満たないクラスは他のB学校に合併するといった措置がとられた。こうした措置により実施規定が設けられる前には生徒数が約10,000名だったのが約3,000名にまで減少したという³⁹⁾。1968年にこの実施規定は見直され、学習者は6,000名にまで回復したが、こうした実施規定をめぐる経緯は、政府の少数民族政策の、表向きの支援とは異なるソルブ文化に対する否定的な姿勢があらわれていると評価されている、という⁴⁰⁾。

さらに指摘しておかなければならないのは、政府が前述したように様々な問題を抱えつつもソルブ語、ソルブ文化の保護政策をする一方で、

同時期に政府が進めた農業、工業政策によってソルブ語、ソルブ文化が衰退してしまうという矛盾も生じていた、ということである。

例えばノルベルクは、ソルブ語話者の減少の原因について以下のように説明している。a) 第二次大戦後中東欧諸国で少数民族として居住していたドイツ人たちが、それまで住んでいた地域から追放され、ソルブ人の居住するドイツ東部に避難民として多数が流入、定住したこと。これによりソルブ人の居住する地域におけるドイツ人の割合が上昇し、ドイツ語への同化がさらに進んだ⁴¹⁾。b) 政権による農業集団化政策。これにより伝統的な家族単位の農業は解体され、ソルブ人農民は、集団化された農場でドイツ人と共に働く労働者としてドイツ人と共に作業をすることとなり、ドイツ語を使用する機会が増えることでドイツ語への同化が進んだ。c) メディア、特にテレビの影響。d) ソルブ人居住地域の産業構造の変化。ウジツァ地方でエネルギー政策の一環として行われた大規模な褐炭採掘事業により、多くのドイツ人労働者がこの地域に流入し、ドイツ人人口が増大した。さらにこの授業により約100か所の村落が消え、20,000人の住民が強制的に移住させられた⁴²⁾。こうした事業はソルブ人に、同化につながるのではないかという疑問や懸念を抱かせたが、社会主義統一党はこうした懸念に対し、社会主義国家の工業化はソルブ語やソルブ文化の更なる発展にとって有益になるはずだ、ということを理解すべきだと答えていたという⁴³⁾。

5. 結論

6世紀ころに現在のドイツ東部に移住したソルブ人は、10世紀以降ドイツ人諸侯の支配を受けてきた。ソルブ語やソルブの伝統文化は中世、近代を通じて常にドイツ語やドイツ文化への同化という危機にさらされてきたが、19世紀にはじまった民族再生運動をきっかけに、お

もにソルブの知識人たちによって、ソルブ語やソルブ文化の保護育成が行われるようになった。こうした活動はドイツ帝国やナチス政権に弾圧されたが、第二次世界大戦後誕生した社会主義国家であるドイツ民主共和国はソルブ語やソルブ文化を保護する政策をとり、ソルブ文化は復興した。しかしこうした保護政策はあくまで社会主義、共産主義イデオロギーの許容する範囲内での保護政策であり、少数民族政策が成功しているプロパガンダとして利用された側面もあった。またこうした保護政策も他分野の政策、特に農業集団化や工業化を推進する政策とのバランスがとれておらず、ちぐはぐなものであった。よって保護政策が行われているもとでもソルブ語話者の減少やドイツ語、ドイツ文化への同化は止められなかったのである。

【注】

- 1) 佐藤和弘「ドイツ少数民族ソルブ人と言語政策：クロストヴィツ Jurij Chěžka 中等学校閉鎖問題に寄せて」『龍谷紀要』（龍谷大学）25（2）（2004年1月）：139頁。
- 2) 同上、140頁。
- 3) 同上、141頁。
- 4) 三谷恵子『ソルブ語辞典』（大学書林、2003年）、637頁。
- 5) 佐藤「ドイツ少数民族ソルブ人と言語政策」、141頁。
- 6) 同上、141頁。
- 7) 三谷『ソルブ語辞典』、638頁。
- 8) 同上、638頁。
- 9) 木村護郎クリストフ『言語にとって「人為性」とはなにか：言語構築と言語イデオロギー：ケルノウ語・ソルブ語を事例として』（三元社、2005年）、120-122頁。
- 10) 三谷『ソルブ語辞典』、639頁。
- 11) 佐藤「ドイツ少数民族ソルブ人と言語政策」、141-142頁。
- 12) 三谷『ソルブ語辞典』、642-643頁。
- 13) 「マチツァ」または「マティツァ」とはセルビア語で「女王蜂」を表わす単語であり、「母」や「多産」を語源とする。この「マチツァ」や「マティツァ」をつけた文化団体は、1826年のセルビアで

- 設立されたマティツァ・スルプスカ (Matica srbska) をはじめとして中東欧のスラヴ諸民族の知識人たちによって設立された。例えば1831年にはチェコでマチツェ・チェスカ (Matice česká) が、1842年にはクロアチアでマティツァ・イルスカ (Matica ilirska, 1874年に「マティツァ・フルヴァツカ (Matica hrvatska)」と改称) が設立された。(磯村尚弘「クロアチア・ナショナリズムと言語問題: マティツァ・フルヴァツカとユーゴスラヴィア科学アカデミー」『アリーナ』第6号 (2009年): 137頁。)
- 14) 三谷『ソルブ語辞典』、644頁。
 - 15) 佐藤「ドイツ少数民族ソルブ人と言語政策」、142頁。
 - 16) 同上、142頁。
 - 17) 同上、142頁。
 - 18) Norberg, Madlena. "Die Sorben: slawisches Volk im Osten Deutschlands." In *Handbuch der mitteleuropäischen Sprachminderheiten*, ed. Robert Hinderling und Ludwig M.Eichinger, (Tübingen: Gunter Narr Verlag, 1996), 62.
 - 19) Norberg, "Die Sorben: slawisches Volk im Osten Deutschlands", 63.
 - 20) 佐藤「ドイツ少数民族ソルブ人と言語政策」、143頁。
 - 21) 木村護郎クリストフ『言語にとって「人為性」とはなにか』、122頁。
 - 22) 同上、122頁。
 - 23) 佐藤「ドイツ少数民族ソルブ人と言語政策」、143頁。
 - 24) Norberg, "Die Sorben: slawisches Volk im Osten Deutschlands", 63.
 - 25) 佐藤「ドイツ少数民族ソルブ人と言語政策」、143頁。
 - 26) 三谷『ソルブ語辞典』、645頁。
 - 27) 佐藤「ドイツ少数民族ソルブ人と言語政策」、144頁および三谷『ソルブ語辞典』、645頁。
 - 28) 佐藤「ドイツ少数民族ソルブ人と言語政策」、143-144頁。
 - 29) 同上、144頁。
 - 30) 三谷『ソルブ語辞典』、645頁。
 - 31) Norberg, "Die Sorben: slawisches Volk im Osten Deutschlands", 64.
 - 32) 三谷『ソルブ語辞典』、645頁。
 - 33) 三谷『ソルブ語辞典』、645-646頁および Norberg, "Die Sorben: slawisches Volk im Osten Deutschlands", 64.
 - 34) Norberg, "Die Sorben: slawisches Volk im Osten Deutschlands", 64.
 - 35) 三谷『ソルブ語辞典』、646頁。
 - 36) 塩川伸明『民族と言語: 多民族国家ソ連の興亡Ⅰ』(岩波書店、2007年)、41頁。
 - 37) 同上、43頁。
 - 38) 丸山敬一『マルクス主義と民族自決権』(信山社出版、1989年)、50頁。
 - 39) 三谷『ソルブ語辞典』、646頁。
 - 40) 同上、646頁。
 - 41) 斎藤哲によれば、第二次世界大戦末期からドイツの敗戦直後にかけて、敗走するドイツ軍を追うソ連軍から逃れようとした人々、あるいは戦後に成立した東ヨーロッパの諸政府による追放政策の結果、ドイツ東部へ逃げ込んできた人々(「移住者」=西ドイツでは「被追放者」とよばれた)が1946年には400万人にものぼり、47年末にはソ連占領地区の全住民のほぼ4分の1に達した、という(望田幸男他『世界歴史大系ドイツ史3: 1890年~現在』(山川出版社、1997年)、429頁)。
 - 42) Norberg, "Die Sorben: slawisches Volk im Osten Deutschlands", 66.
 - 43) Ibid., 66.

【参考文献】

- 磯村尚弘「クロアチア・ナショナリズムと言語問題: マティツァ・フルヴァツカとユーゴスラヴィア科学アカデミー」、『アリーナ』第6号 (2009年): 137-144頁。
- 岩間暁子、ユ・ヒョジョン『マイノリティとは何か: 概念と政策の比較社会学』ミネルヴァ書房、2007年。
- 木村護郎クリストフ『言語にとって「人為性」とはなにか: 言語構築と言語イデオロギー: ケルノウ語・ソルブ語を事例として』三元社、2005年。
- 丸山敬一『マルクス主義と民族自決権』信山社出版、1989年。
- 三谷恵子『ソルブ語辞典』大学書林、2003年。
- 望田幸男、木村靖二、芝健介、高橋進、平島健司、斎藤哲『世界歴史大系ドイツ史3: 1890年~現在』山川出版社、1997年。
- Norberg, Madlena. "Die Sorben: slawisches Volk im Osten Deutschlands." In *Handbuch der mitteleuropäischen Sprachminderheiten*, ed. Robert Hinderling und Ludwig M.Eichinger, 61-75. Tübingen: Gunter Narr Verlag, 1996.
- Pech, Edmund *Die Sorbenpolitik der DDR 1949-1970*. Bautzen: Domowina-Verlag GmbH, 1999.
- 佐藤和弘「ドイツ少数民族ソルブ人と言語政策: クロストヴィツ Jurij Chěžka 中等学校閉鎖問題に寄せて」『龍谷紀要』(龍谷大学) 25 (2) (2004年1月): 139-151頁。
- 塩川伸明『民族と言語: 多民族国家ソ連の興亡Ⅰ』、岩波書店、2007年。
- Šošta, Jan *Abriß der sorbischen Geschichte*. Bautzen: Domowina-Verlag, 1976.